

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2021年11月19日
東村山市議会議長 あて

議席番号 23番
質問者 山田 たか子

記

1. パートナーシップ制度の前進を

～多様性と個人の尊厳が大切にされる市政へ

誰もが同じ1人ひとりのかけがえのない「命」と「権利」が、立場によっては保障されることなく、差別や偏見による人権侵害に怯えながら暮らしている市民の声を伺う。また、様々な理由から国の婚姻制度を利用できない方が制度の対象から外され、不利益を被る状態が続いている。誰一人取り残さない「人権」の視点から、早期にパートナーシップ制度の導入を進めていただくことを求め、以下伺う。

- 1) 過去の議会答弁では、パートナーシップ制度の導入による課題解消として、公営住宅の入居資格・病院での面会許可・住宅ローンの適用・保険金の授受などがあげられた。これらの課題解消は、当事者が社会的承認を得るための後押しともなるという市の見解だった。その後の対応として、進捗状況があれば伺う。
- 2) 現在、「多様な性の相談」窓口を開設されて対応していただいている。性的マイノリティやパートナーシップ制度等について、窓口開設前も含めた相談件数を伺う。また、個人情報に配慮した可能な範囲で、相談内容の具体事例を伺う。
- 3) 全国では100を超える自治体がパートナーシップ制度を導入しているが、自治体単独で進められるものではないと考える。例えば近隣の国立市や国分寺市でも導入されているが、医療機関や不動産事業者等の利用の際には、市内に限らず近隣自治体である当市も生活圏内と考えられる。そうした近隣自治体としての連携や、制度の趣旨にのっとって対応された事例はあるか伺う。
- 4) セクシャルマイノリティの方は、左利きの方と同じくらいの人数と言われており、

市内にも生きづらさを抱えている方が多くいると考えられる。当事者のお話を伺う機会を検討していただきたいが、いかがか。

- 5) 事実婚も含め、生きづらさや困りごとを抱えているパートナーの方々の課題解決に向けた取組は、行政が先頭に立って市民や事業者への周知・理解促進をすすめていくことが重要と考える。東村山市のパートナーシップ制度実現に向けた方向性と、今後取り組むべき課題を市長に伺う。

2. 地球の気候変動に直面した市政の課題 ～みどりは市の大切な財産

「人間の影響が温暖化させてきたことにもはや疑う余地はない」いま世界規模で気候変動への責任をもった対応が迫られている。今できることの取り組みは、市としても身近な喫緊の課題である。市内で減少し続ける緑地は、気候危機・環境・防災・市民のコミュニティーの観点からも、これ以上の減少を止めなければならない。公有地化も含め、市としてこれまで以上に踏み込んだ計画をすすめることを求め、以下伺う。

- 1) 温室効果ガスの二酸化炭素を吸収する森林の減少は、気候変動を引き起こす要因とされている。COP26では、森林破壊停止に日本も賛成しており、遠い他国の話ではなく東村山市としても考えるべき課題である。現時点での方向性や、検討事例があれば伺う。
- 2) 大雨の度に水害への心配が尽きない柳瀬川。川沿いにある秋津町3丁目の一本橋緑地近隣住民からは、市に対して緑地の保全を求める声があがっている。この住民の声への受け止めを伺う。また、この緑地は治水対策としての防災、命を育む雑木林としての美しい景観、草野心平さんの碑が建つ文化財としての重要性など、近隣住民にとって欠かすことのできない存在となっている。長期間、所有者の方のご厚意でこれまで守られてきたが、今後は公有地として保護するべきと考える。市長に見解を伺う。
- 3) 柳瀬川沿いには公有地化の前例として、淵の森緑地がある。淵の森の公有地化に至った経緯を伺う。